

## 合衆國に於ける公民科教授

伊藤 猷典

去る七月下旬本學にて行はれし文部省主催倫理學講習會の席上藤井博士の命により敬虔の念の要素、その養成方法、諸外國に於ける修身科教授、合衆國に於けるシビックス等に關する參考書を紹介するの光榮を得た。が調べる期間が僅かに十日間、而も其中五日間は私用の爲妨げられて講習員諸氏に満足を得る程に調べがつかかなかつた。で今右の中の合衆國に於けるシビックスに關し其後調べ得た概要を紹介して前失を補ひたいと思ふ。

此處に公民科と稱するのは英語で Community Civics と稱する語に代へたのである。適當な譯語とも思へぬが暫く從來の慣例に従て之を用ゐる事とした。

スタンレーホール氏が Men and women with leisure, strength and youth are devoting themselves to social welfare in numbers and with an

enthusiasm hitherto unknown, and we need not go to France or Japan, where civic virtue and patriotism have been deliberately made the only religion of the state, to find a large and growing rich literature upon the new duties of man to man.<sup>(1)</sup>

とつておるが強ち御國自慢とけなす譯には行かない。彼等米國人は人と人との關係、愛國心の如きも公民科にて充分に効果をあげうと信じておるのである。米國の學校には修身科はない、宗教科もない。彼等の道徳心なるものは此の公民科によりて養はれるのである。日本に於ける中等學校の修身科の效果如何につき兎や角云はるゝ時、官紀の紊亂、公德の頽廢の云爲せらるゝ今日此の事を研

究するも無益の事であるまい。藤井先生が余に命じて調べしめられた所以も又此處にあると思ふ。合衆國に於て何時頃から此の科が設けられたかは判らない。ジド氏も一九〇〇年迄の事は精確に判らないといつておる。氏によれば一八九二年のウイヌコンシン會議の報告には其の國の小學校六分の一、中學校三分の一だけが公民科を置いてゐた。現今の如になつたのは廿世紀以後の事の様である。

けれども思想の上では古くからある。ニューヨーク市アルバニー州立師範學校長アルデン氏の著

*A Text-Book on Government for Common School* 1867.

がある。問答體にて公民の心得を記しておる。此の書の表はれた所以は南北戰爭のありてより國家的意識が新たに起り公民としての教育の必要

の感せられた事。從來の讀書算の教育だけでは足らなき事が感せられたからである。この書の次に表はれたるはマサチューセツツ州ブリッヂウオターの州立師範學校に於ける歴史並に公民科の教師マルチン氏の著

*A Text-Book on Civil Government in the United States*, 1875. である。主として合衆國の組織、並に州、郡、市町村の組織を明にした。其後エール大學のウアルヤム・デー・サンマー氏が進化論、社會學に關する學説を紹介するあり。

カーネギー氏が綱鐵工場を聯合してアメリカの實業界に一紀元を書し運輸の上に、都市に於ける人口集中の上で大變化を來し、ジョン・デューイ氏又學校の學科は工場の研究、社會關係に重きを置くべき事を論し、氏の思想を繼承せるダン氏 (Arthur W. Dunn) が

*The Community and The Citizen* を著はして公

民科教授の一新紀元を劃した。更に一九一五に到り教育局は「公民科の教育」なる報告を、一九一六には「中等學校に於ける社會研究」なる報告書を出し益々此の研究に資せんとしつゝあると。以上は大體ジャド氏の説を要約したのであるが、今自分  
 は前掲「公民科の教育」<sup>(四)</sup>の大體を譯出して合衆國公民科教育の趨勢を察知する事とする。

此の報告書は中等教育改革特別委員會によりてものされたものである。委員の内には前掲のゲン氏も含まれておる。

全體は三部よりなり、第一部には公民科教育の目的並に方法を、第二部にはその取扱方を論し、第三部には参考書目を舉げておる。

## 第一部 公民教育の目的

### 並に方法

第一、善良の公民とは如何なる人か。

自己の處する社會をよく理解し、能動的に他の

人々と協同して其の社會の平安の爲に、而も習慣的に適當に行動し得る人を善良なる公民なりと稱するをう。

個人並びに社會の平安は健康、教育、娛樂機關、富、交通、運輸等の如き種々の要素に基きてなつておる。而して此等の平安の要素を得る爲には個人並に社會は飲食法、學校、運動場、公園、工場、郵便局、鐵道等の如き多くの社會的施設により、かゝる社會的施設は社會各員が此をよく理解し協同して容易に此を施き且支配する事によるのである。

従て善良なる公民は常に社會の平安の爲に興味を有し、社會的施設をよく理解し、手段、方法に關して正鵠なる判断を有して一の目的の爲めに他を傷ふ事なく、のみならず更に進歩が最要素なる事を知らなければならぬ。

第二、善良なる公民發達の段階

善良なる公民に對する教育は兒童の學校入學前に初まり、學校を通じて、又生涯を通して行はねばならない。で其過程は次の四段階に分かる。

1。學校入學前。兒童は家庭生活からして協同作業並に責任の感に就て最初の印象を受く。此等の印象並に社會的習慣は善かれ、悪かれ家庭の空氣及び努力によりて決定せらるゝのである。かくて家庭は善良なる公民發達の第一階段となるのである。

2。六歳より十二歳迄の間。兒童は家庭よりも一層大なる社會、即ち學校に入る。此の時に當り最重要の事柄は其の學校によりて又其の内に正當なる社會的關係の設備をする事である。猶學校としては家庭の社會的性質を説明し、又乾物屋、氷屋、巡査、郵便局員其他家庭及び學校外の社會的團體の人々が自分の生活及自他の平安の爲に如何に交錯しておるかを示さねばならない。勿論此の

時代の公民科教育にありては組織的の事に迄立到らなくてもよいが漸次に社會に於ける個人の相互助立の關係を知らしめねばならない。そして適當なる文學や、歴史上の氣高き人物を知る事によりて忠義、個人の名譽、道德の理想をたつ事が出来る。

3。十二歳より十五歳迄の間、即ち青年初期の間。外界の社會關係は兒童の經驗内に一層廣く入り来る。従て一層廣き人間相互の關係に於て説かねばならない。従て公民科の教育としても初等歴史、公民科、主なる職業を教へなければならぬ。此の時期に心理的變化の起る時に男兒の徒黨的精神、女兒の集合的情緒中に表はるゝ社會的本能をば社會的感情、社會的思想、社會的行爲に變せねばならない。公民科を理解せしむるには自分の社會の状態と他の社會の状態とを比較せしめるのがよい。

此の期間に職業を研究さすのは後日職業を撰擇する場合の助けとするのみでなく各公民の職業がそれ／＼公民たるの資格を有する事を明かならしむる爲である。此の事は多くの他の職業を理解して公民間の理解を一層よくし、勞資間の理解をもよくするのである。

ま。十五歳より十八歳迄の間。歴史、經濟初步等の學課によりて公民科の教育を行ふ。猶學校としては善良なる公民養成法として公民科、經濟、歴史等の學科を授けるのみならず、學校の管理、訓練等に到る迄此の目的の爲に利用するのである。

### 第三、公民科とは何か。

此の事に就ては合衆國教育局より出されたる公民科教育報第一號に次の如くに記されてある。

公民科教授の目的は兒童をして彼の屬する社會を知らしむるにある。單にそれに關する事實の集積のみならず、其の社會生活の意味、其の

社會は彼れ兒童の爲に何をなすか、如何なる方法でなすか、又社會は兒童に對して何を要求しておるか、兒童は如何にして自己の義務を果すべきかを知らしめ、かくして善良なる公民たるの本質的の性質、習慣を養成するのである。

公民科は地方團體の上に重きを置く。何故ならば各公民、特に兒童の直接關係あるは地方團體であり、且そが常に經驗の前庭をなすから、又各公民に取りてと同様に、兒童に取りても、其の屬する團體の團員たるの資格を實現し、それに對する個人的責任の感を起し、團體との協同作業をなさしむるには國家的團體の場合よりも地方團體の方が一層適してゐるからである。

市町村と同様に國家も亦團體である。兒童は市町村の一員であると同時に一國民である。公民科は地方的の意味を持たず、團體的關係を、利害を一にする團體を意味す。此の見地からし

て公民科は地方的團體並に國家的團體の研究をなすのである。

#### 第四、學校系統中に於ける公民科の地位。

公民科は初等教育中に於て教へ、且中等學校第一年生に於て更に包括的に教へる、多數の兒童は中學校に入らない。且入つたものも公民科の思想行爲の習慣を得ねばならない。經驗によると小學校でかゝる經驗あるものは中學校に於て、特に社會的研究に於て成績がよい。尙小學校よりも一層自由な、又一層大なる責任ある中學校に移るにはかゝる訓練を経た方がよい。そして此の訓練は繼續的のものであるから中學校では小學校で出来なかつた問題の發展を計れ。

中學校では第一學年を通じて毎週五時間を公民科に與へよ、たとひ其學年の一部分が一般職業の授樂に與へらるゝとも。

小學校と中學校と兩方で授業する場合には相互

に打合はして重複しないようにすべく、中等學校に於ては、出来れば小學校に於てなされた話題を更に開展して行つた方がよい。

#### 第五、公民科の特別の目的。

公民たるの訓練をなさしむる爲に初めに兒童に次の事を知らしむ。

1、兒童の屬する社會の要素の兒童並に其の社會に對する關係の重要、意義。

2、社會の平安を得る爲に政府又は私人のなす所の社會的施設。

3、現在並に將來に於ての兒童の市民的義務、適當の行動を取りて社會に酬ゆべき事。

此等の三種の目的は上記の順序によりて與へる。何故ならば最初に社會の平和の要素には意を與へて置く事が必要だから。

公民科教授の失敗するのは政府の仕事に注意して、政府の存する所以たる社會平和の要素に注意

しないからだ。即ち教師は生徒に社會的機械の操縦を知らしめて其機械の用ゐらるべき社會的目的を知らしめない。従て生徒は學校を去つた後には自分に取りて最も明瞭であつた目的即ち自己の利益の爲に其の知識を用ゆるようになるのである。

### 第五、教授要項。

公民科に於ては次の事柄を教ゆ。

1、健康。2、生命及び財産の保護。3、勢力恢復法。4、教育。5、市の美。6、富。7、交通。8、運輸。9、移民。10、慈善。11、規律 (Collection)

此等の順序は社會學者の考ふる所よりも寧ろ教授に便なる點より排列せらる。取捨は勿論教師の勝手である。尙次の事も教へる事になつておる。

12、政府のなす仕事は如何にしてなさるか。  
13、その經濟は如何になつておるか。14、私人が自ら進でなすのは如何にしてなすのか、且經濟は如何にされてゐるか。

## 第六、公民科教育の方法。

A、方法の基礎としての社會的事實。

1、生徒は若き公民である。彼は教育に於て、健康、生命、財産の保護等に於て社會の恩澤に浴しておる。故に教師の第一の仕事は將來の有用に對して興味を惹起する事ではなくして、現存せる利害關係及び現在の公民たるの資格を説明するにある。

2、生徒は若き公民であり、社會の眞實の要素である。彼の共同的作業は大人のそれと同様に重要である、故に教師の仕事は生徒に現在及び將來に於ての責任の感を養ふ事である。

3、市民が市の事に興味を持ち、個人としての責任を感ずれば、それを外に發表したいと思ふ。故に教師は兒童の確信を言語、動作に表はす事を助けねばならぬ。又出來得る限り學校、社會の兩方に於て市民的生活をなす機會を與へなくてはな

らない。

4、正當なる行爲は單なる知的興味又は意志のみならず正當なる判断によるのである。故に生徒をして社會に關するものに就き事實を量り價値を判定する訓練を受けさせねばならない。

5、社會には知識の理想されないものが澤山にある。十二歳乃至十五歳の兒童の有するものにても可なりにある。故に兒童には彼等の有する社會的事件に關する知識を驗し又は整理する方法を教へる事が必要である。

6、人間は自分の經驗、觀察から得た確信に基き得て活動したがるものである。故に教師は生徒の案内者として働き左の方面に指導せねばならない。

イ、彼等自身の經驗から得た事實を供給し、  
ロ、彼等によりて集められた他の人の經驗を供給し、

ハ、彼等の推理力を用ゐて結論を作るに慣れさせる。

ニ、此等の結論をば更に批評せしめねばならない。

7、クラスは小社會である。故にクラスの一舉一動は公民的性質や習慣の養成に與つて力がある教室内にて共同して知識を求める事、討論をやる事、他の意見に注意を拂ふ事、クラスの平和に對する個人的責任、一公民として生徒に對する教師の態度、一學究として生徒と相並ぶ態度等、此等は總て善良なる公民としての諸性質即興味、判断、協同、知識を整理するの力等を養ふ助けとなる。要するにクラスは正しき社會的精神の典型となるべきである。

B、教授の段階。

此種の教授は次の三段を経てなる。

1、話題に近づく事。



2、平和の得らるゝ施設の研究。

3、研究題目に關聯して現在及將來の責任の自覺の三である。

右の内(1)は普通の教授法でいふ豫備であるから説明を略する。

(2)、施設の研究、

具體的な稍詳細な知識を、そして直接觀察し、地方の狀況を教へよ。時事問題、クラスに直接の利害關係のある問題(運動場、活動寫眞、競技會の規則、小年義勇團の如きもの)、教師に特別興味ある問題等をこらへて行へ。

(3)、責任の自覺。

市民科の教授は生徒が責任の感を有し、行爲に正しく表すでなければ完全に終へたと云へない。之れを得る事は教師の最も困難な仕事である。

前二段と責任の自覺とは同時に起るのである。責任の感は社會關係を正當に理會する事から、働か

んどの希望は其の地位に於ける生々した興味から起るのである。前二段に於て充分に授業が出来たならば責任の感も、働かんと希望も、如何になすべきかの知識も自然に起つて來る。

公民の義務と役人の仕事とを區別せんければならない。公民は役人を選擧し自分達の仕事をしてもらうのである。公民は目的を、役人は方法を知らんければならぬ。公民は價値の觀念を、役人は専門の知識を、公民は雇庸者の資格を、役人は實行上の資格を有せんければならぬ。

作業の場合に正當なる働機を起させる事が必要である。ダン氏曰く或る處で清潔、美といふ事を教へる爲に道に散亂しておるブリキの罐を最も多く集めたものに 賞與をやる事とした。すると生徒の或者は社會の利益の代りに自分の利といふ事に着目し市の塵捨場から罐を集めて來るものがある様になつた。善良なる公民は正當なる働機から

のみ生するのである。

公事に與るには正しき判断と正しき働機とを要する。斯かる判断が如何にして養はれるかを示したものにダン氏のあげた次の如き例がある。

或る日ひどく雪の降つた朝次の如き質問を發した。「此の雪の社會生活に及ぼせる影響如何」と、するとそれが運輸に關係する事、溶けて凍ると身體に危険となる事、汚なく積上げれば市の美觀を損する等と種々に論ぜられた。次に「誰が道を掃除するのか」、「それは掃除人がする」。「人道は誰がするのか」、「之は市でしないで各戸でする事となつてゐる」。兒童は歸途掃除の出來た側と出來ない側と兩方の數を報告する。「此事は市民の隨意にしてあるのか」、「否市は各戸に掃除すると命した」。「何故守らないのか」、「何故強制されないのか」、「守られない様な法律の効果如何」。

兒童は此事を記憶する。歸つて家で話す。そしてそれに關して何かしやうとする。何かしやうかの問題も起る。此處で判断の訓練が出來るのである。或者は役所に訴へて不平を云はうとする。だが此の事は單なる不平だけでは何もしないといふので止めた。或者は違犯者に個人的に話さうかと考へた。だが之は稍官僚的であり老市民に對して無禮であるといふので相談の結果之も止め

た。兒童で組を作つて附近の掃除に行かうかとの話が出た。之れは商業上の冒險として是認された。或場合には公共の建物の前なども掃除したものもあつたが之れもいけないと決定した。即ち他人の當然爲すべき事を自分が爲すのは悪き仕方である事を移す事であるから。で結局兒童は自分の責任のある所だけを掃除した。そして市民教育の機會が日常の作業中にある事を知つた。

此の例に於て興味や働機が養はれる外に協同といふ立派な教訓を受ける。又判断行爲の訓練を得るのである。

### 第七、應用。

從來の方法の効果の少なかつたのは應用をば全然生徒に任してあつたからである。原理を實行に表はす事は原理其物を理會するよりも六ヶしい。なせならばそれは大部分判断と獨創力によりて力づけられた働機に關する事だから、之れを養ふ事は教師の最も大なる仕事である。

凡て人間には利己心がある。それと公民としての行爲との關係を知らしむる事が必要である。而

して此の點から公民としての行爲を別つと次の二種になる。

1、自己の利益を目的としたる行爲。

此の中に健康、教育、及び品性の事を含む、此等のものは個人的の成効に必要なものみならず、其の人が社會に必要なならば此等のものも本質的の必要のものとなる。若し公民が身體的の缺陷、教育及び品性の缺陷によりて社會の平和を害するとしたならば、他の人が同一の缺陷ある場合には自分も社會の一員として其の缺陷の餘苦を受けねばならぬ。それ故に自己の健康、教育、品性に就て注意を拂ふのみならず他の人の事に關しても注意を拂はねばならぬ。かくして最初は眞の同情と眞の利他的精神に注意を向けるのである。又此中に經濟的、職業的活動、財産に對する注意等も含まる。人は生活の爲に初めは利己的に働く、が自己保持の爲に又財産の安定を得るには社會に負ふ

所大なるを知り、勤勉に營む事。有効にする事、節約をなす事は個人的道徳であると同時に社會的道徳である。自分獨りが勤勉であり節約してゐても其の社會の他の人々がさうでなかつたならば自分は其利益を受ける事は出来ない事を知るに到る。かくして利己心は社會的關係を理會せしむるに到る。

2、他人の利益、共同の利益を目的としたる行爲。

此の中には政府のなす又自發的に個人のみならず社會的施設が含まる。即ち學務員、少年義勇團、消費組合、兒童勞働委員會、勞働組合等である。

市民は又政府の仕事に關係する、單に租税を出すのみならず、直接間接の發言によりて、又輿論や投票によりて、又政治上の地位を占むる事によりて。

だが要點はかゝる事を實際に於てなすに足るの

動機を作る事である。

此の動機は自分の利害を含む所の共同の利害である、少くとも理想的の利他主義が、及び社會が自分の利害以上になる迄は。

## 第二部 公民科教授法

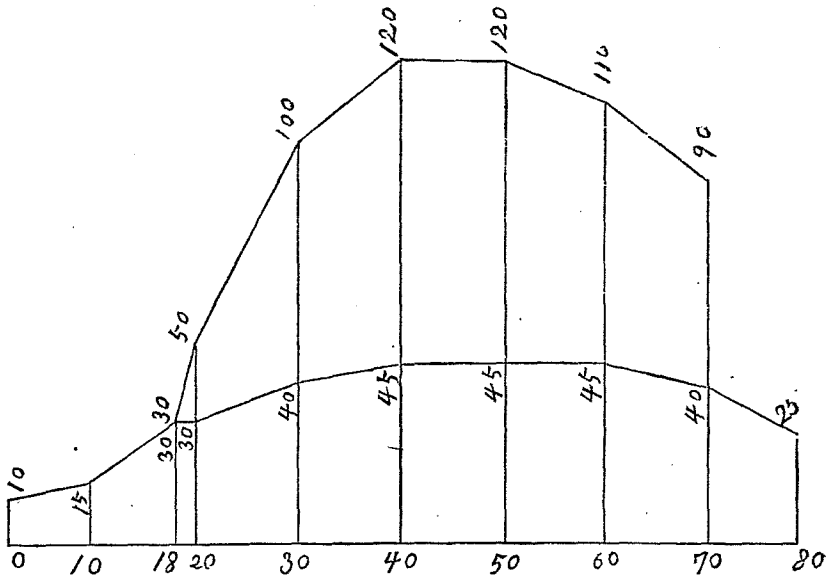
此の部に於て教授要項の項で掲げた各要項に就き一々其の取扱方を詳記しておるが今は其の内の慈善と題するものを一つ取り出して其の一斑を示す事とし、他は其の要目だけを記する事とする。學年は小學校七、八年生中學校一年生に用ひて適當なものである。

話題に接近、慈善てふ言葉は近頃獨立し得なき人を世話する事のみを含まず、かゝる人のかくなりし原因を減する様に社會の人の努力する事をも含むに到つた。で生徒に各人が少なくとも生涯中の一部は他人によりて助けらるゝ事、且多くの人は

自分の過失なくして而も社會に依存してゐる事を知らしめなければならぬ。此事は各個人の各年齢に於ける収入と支出とを表に示せばよく理解出来る。(次頁の圖參照)

基線の數字は個人の年齢を表はし、上の二曲線は毎月の金額を示し、下の曲線は一個人の二ヶ月の生活費(彼によつておる他の人のを含まず)を示し、上の曲線は毎月の収入を示す、此の場合に十八歳で儲け初め、死ぬ十年前に終るものと假定す。

此の表によりて明かなる如く生涯中獨立のものとしても猶或期間は自分が使用するよりも多量に儲けねばならぬといふ事は明かである。自分が獨立する迄に他から助けて貰はねばならぬ事は明かである。すると次の疑問が起つて来る。両親のなくなつて小供、血氣盛りに貯蓄し得なかつた人、助けるべき生きた子供のない人などは誰が助けるのか。親族關係のない人の法律上の責任はどうか。



道徳上の責任は法律上の責任よりも廣くなきか。

慈善をなす所以は自分達の爲社會平和の要素を安定にする爲である、一個人の無能失敗はやがて自分達の無能、失敗となり、社會組織の缺陷となるから、慈善、よりにて其の個人を救ふ事は應て社會を救ふのである。

獨立し得ない原因、全級の生徒が考へて原因と思はるゝものを集めよ、兒童がなした後で次の如くに整理する。

- 1、雇主のなくなりし事、
- 2、賃銀の不充分、
- 3、熟練の足りぬ事、
- 4、病氣、
- 5、育咄等の如き身體的缺陷、
- 9、偶然の出來事、
- 7、死亡、逃亡、入牢等によりて金を得る人のなくなりし事、
- 8、暴飲、
- 9 策のなき又は仕事の嫌いな人、

10、精神上の不具者、  
 社會が一人でも多くの人を獨立せしめやうとする手段、獨立し得なき人の爲の設備。

前記の原因の各に關する施設は略ぼ次の如くに研究さる。

君等の社會では失業の原因に關する報告を如何にして集めておるか。公私の職業紹介所並に其方法、職業案内に關しては學校其他の地で、どんな設備がしてあるか。

貸金不足の原因は何か。生活貸銀とはどれだけないふのか。最低貸銀法を論ぜよ。

熟練の缺を補ふ方法如何。君等の地方の年期奉公制度を調べよ。學校における職業教育は如何。工場に於ては如何。

健康増進に對してどんな設備がしてあるか。生活狀態改善の設備如何。君等の工場に於ける主なる健康を破壊するものは何か。

君等の地方に於ける盲目、啞者、其他身體的缺陷あるもの、統計を取れ。學校内に於て斯かる不具者を調べた事あるか。若しあるなれば、どれだけあつたか。かゝる缺陷は、どれだけ防止さうるか。それを防ぐ爲に、どれだけ進んであるか。

工場に於ける突發事を防ぐ爲に何な設備がしてあるか。鑛坑、

運輸、工場等に設備されてある安全方法を例をあげて説明せよ。労働者賠償法に注意せよ。

生計者が牢獄に行かなければならなくなつた主な原因は何か。それを除く方法として、今どんな事がなされてあるか。入獄者の所得の一部分を彼の家族の生計維持のたしにする爲に、どんな規則が設けてあるか。

大酒はどんな程度迄貧乏となるか。又どんな程度迄悪き生活狀態過勞の原因となるか。又どんなに勢力恢復を妨ぐか。

無差別な施與を論ぜよ。

學校に於ては精神上的の缺陷あるものに對してどんな設備がしてあるか。

獨立し得なきもの、救濟、此問題を論ずるに當て外に於ての救助と戸内に於けるものとの區別をせんければならない。戸外の救助法としては、どんなにしてあるか、又どんな人が救助さるのか。一般に獨立し得なきものには、どんな設備がしてあるか。次に述ぶる如き質問は暗示を與へるにすぎざるのみ。

孤兒に對する設備、彼等は、どれだけ程迄に家庭的の氣分を味ひ得る

か。此の點に關してどんなにする事が出来たか。彼等は其處を去つた後も獨立生計の出来る様に教育訓練がしてあるか。運動場の設備は十分であるか。

救貧院、家庭よりも注意が行届いておるか。なぜ。救貧院の費用は誰が拂ふのか。無料寝臺があるか。誰によりて又誰の爲に設けられたのか。小社會で自分達で救貧院を設けるのは望まじき事か。何故。何故運動病院を作る事が必要なのか。危急の場合に處する方法としてどんな事がしてあるか。

老人の爲のホーム、特定の宗派、職業、同胞團、其他特殊の團體で以て老人の爲にホームを作つたのがあるか。此等の團體によりて設けて貰へなかつた人の爲に都市はどんな設備をしたか。貧民院といふ言葉の代りにどんな名が用ゐられてあるか。

不具者に對する注意、鐵道其他の工場で作業中に不具になつたものなす仕事は設けられてあるか。若しなさいましたならば作業中不具になつたものに對する賠償如何。雇主の責任如何。

助けを求むる人、食を求むる爲に又は宿をかりに君達の門口に人の立つた事があるか。斯かる人に施してやれば其人は實際に利益を得るか否かをどうして見分けるか。助けを求むる人の要求するものを檢べる機關が設けられてあるか。慈善團の目的の方法に就て報告をなせ。教會と個人とはどんなに共同して慈善團の爲に働

くか。町を歩く乞食があるか。彼等はかくしてどれだけの金を得るか。鉛筆や靴紐を賣り歩けば乞食たる事を免れ得るか。第一等の紋絃琴を持つ人は乞食か。何故か。

上記の事柄に關係し右重要な施設は次の如きものである。

獨立し得ざるもの、及び不具者に對する地方的並に州的制度、

慈善會、

教會、

同胞會、

移住、

救濟及社會奉仕團體、

汎愛派の學校、

汎愛的基金、

勞働組合、

職業紹介所、

市民の責任、

受領者をして貧窮ならしむるに過ぎない様な無分別の施與は危険であるといふ事を

兒童の頭に深くしみこませよ。他面には此の問

題に眞面目に當らんとする諸種の會には進んで協力する様にせよ。

次に慈善に關する参考書數種を擧げておるが略する。

次に各教授要項に就て只其の目的のみを示さん。

### 公民科教授要目

#### 第一、健康。

善良の空氣、建物の空氣の流通をよくする事、  
煙及瓦斯の害を妨ぐ事、借家法及其監督、外廊の清潔。

善良の水、井戸及水道、河流の防禦及濾過。下水。

善良の食物、學校の中食、食物及藥種法、市場及牛乳店の監督、屠畜場の監督、冷蔵庫の監督。

運動、體操、運動場、遊戯場。

清潔、家屋の清潔、市街の清潔、公衆浴場。

傳染病豫防、學校の醫學的監督、附添人、種痘

法、地方的、國家的停船期間（流行病地より來れる船をして一切陸と交通せしめざる期間）、昆蟲試験。

藥種使用の制限、禁酒會、アルコール及びタバコの製造販賣に關する規則。

作業時間並に作業條件の制限、學校に於て（机、

光線）適當なる設備をなす事、兒童勞働規則及び

監督、（年齢、時間、作業資格、雇庸の種類）工場

法及監督（時間、中食期、衛生、安全方法、女子

使用の地位、雇庸の種類）消費組合、少年勞働會、

救助法、巡回病院、施療院、藥濟所、生存統計、

乳兒保護同盟。

#### 第二、生命及財産の保護。

偶發事に對する防禦に就て。

住宅、借家、學校、公衆建築物に於ての失火、

火事を逃れた事、建築法、監督、市街に於て

は交通法、交通團體、地下線、街燈。



運輸に於ては鐵道、小蒸汽船、電車、自動車に關する安全法、海岸にありては燈臺、浮標、人命救助所。

工業に於ては鑛坑、採石所、工場に於ての安全法、火災のがれ、昇降器、汽罐の規則及び監督。

洪水の防禦に就て、

提防、森林の保存、貯水地。

火災防禦に就て、

水の供給、消防署、山林看守人、建築法、火災防止運動、保險。

其他警察署、民事刑事裁判所、國民軍、陸軍、海軍、特許權、著作權。

第三、勢力恢復法。

學校休憩、運動場、競技場、競技會、體操、球戲、校舎の使用擴大、公衆浴場、舞踏場、合奏場、遊藝場、活動寫眞、曲馬場、動物園、植物園、圖

書館、博物館、美術館、夏期野營、公園、小年義勇團、小女義勇團、基督青年會、出張講演。

第四、教育。

第一、直接に教育に與かるもの。

幼稚園、小學校(晝間、夕間、夏期、特殊)、中學校(晝間、夕間、夏期、特殊)、私立及び組合立學校、高等教育期間(各種類及び各種學校の目的)通信教授(利用及び制限)冬期讀書會、不具者に對する學校(盲、啞、跛等)、法人の學校、移民人に對する學校、基督教青年會、出張講演會、市民俱樂部文學會、討論會、公開講演、說教、圖書館、博物館、美術展覽會、劇場、活動寫眞、新聞、定期刊行物。

第二、教育的施設を助けるもの。

教育會、父兄教師懇談會、教育基金(一般教育局、カーチギー獎學資金)、合衆國教育局。

第五、市の美觀。

家庭に於ける美

住宅の外観（ペンキ、修復、窓枠等）、芝生、

花園、樹木の手入。

學校に於ける美。

内部の裝飾、學校建築、運動場の改良、學校

園の手入。

市街に於ける美。

街樹、建造、修復、清潔、屑掃除の設備、電

柱、樹木の手入並保存、喧操、夜間の燈火の

設備。

公園、公園道、並木街。

建築。

公共建築物、役所、事務所、住宅。

美術。

記念碑、彫像、橋梁、陳列館。

都市計劃。

市區改正、公共建築物の集合、工場地帯、住

宅地帯の區別、建物の高さの制限。

自然美の保存。

地方的、國家的。

其他雜種。

喫煙禁止、空鐵、小路、掃除日、公共建造物

に對する注意。

第六、富。

社會に於ける諸種の工場、並に職業。此等を兒

童の要求するもの、及び役立つものに關係せしめ

て教へる。

各種の工場に於て用ゐらるゝ原料。

兒童の直接關係ある社會の自然的富源。

自然的富源の保存。

工場に用ゆる電燈、動力。

運輸機關（運輸の項參照）

資本。農場、大工場、市街鐵道、商事會社、銀

行等に用ゐらるゝ資本の性質。

勞働供給。

親切、豊富、永久、信頼し得る事。

工場補助を目的とする私立團體。

勞働組合、職工委員、商業委員、製造業者、

商人、職人の諸會合資本者會。

貯金に對して。

銀行—學校貯金、貯蓄銀行、郵便貯金、住宅

組合、資本組合。

保險—生命保險、火災保險、偶然の出來事に

對する保險。

投資の機會。

政府の管理にあるもの。

聯邦者、局、委員等。

大藏省、商務省、農務省、勞働省、内務省、

州商業委員。

領事。

聯邦職業紹介。

聯邦豫備金局。

聯邦立法。

州局、州委員。

農業、勞働、公道等。

州立大學、農業學校、工業學校。

州立法。

賃金法、責任、婦人小兒勞働、勞働條件。

第七、交通。

郵便事業。

電話。

海底電信。

無線電信。

電報。

印刷。

新聞、雜誌、定期刊行物、書物、圖書館政府

等によりてなされた報告。

講義、說教、等。

公會。

市會、郡裁判日、定期市場、

酒場、

俱樂部、

一般集會場、

第八、運輸。

道路。

道路改良會。

政府管理の下にあるもの。

郡、市、

州(街道委員會等)

國、農務省、

遞信省、

市街。

市役所、市街局、

橋梁。

都市、郡、州、國、

河川、湖沼、海。

州委員會、

國の管下にあるもの。

農務省(海岸管理、航海局、燈臺局)

大藏省(人名救助所)

軍務省(河川港灣の改良)

農務省(測候局)

水運委員會、

商業委員會、

運河。

私設組合、

州管轄、

國管轄(バナマ、マリイ等)、

鐵道。

私營會社、

州營、

國營、

電鐵。

市内、街上、高架、地下、

市内外共通、

市、州、國營、

遞信省。

至急配達會社。

地方運輸會社、馬車。

蒸汽船、其他の航海、

第九、移住。

移住局、移住監督。

國民同化局。

州労働者、雇主局。

汽船會社。

鐵道會社。

労働組合。

殖民會。

移住者會其他移住に關する會合、

商業會議員及市内に自ら工場を設立せんとする

組合、

小麦栽培者會、農作物展覽會、郡州定期市等。

第十一、規律。

法律、規則。

學校規則、

地方訓令、

州令、

國法、

法律強制機關。

學校行政及訓練の機關、

感化院、遊惰學校及特殊學校、

監獄、牢屋、

労働殖民、

小年裁判所、

裁判所、

監獄改良會、

第十二、政治的施設は如何にして行はるるか。

直接自治、市會、人民の直接意志を代表するも

のとしての國家的、州的憲法、近代に於ける

發議權、議決權、撤回權の發達、

代議政治、その理由、代議の方法、

政治の分割、地方、州、國家、斯かる分割の理

由、地方と州との關係、州と國との關係、

政權の分立、立法、行政、司法、その理由、

國、州、郡、市の政治に於ける政權分離の度、

制限並に平均。

代議人選舉、投票、任命、會議。

選舉、部分制、一般制。

第十三、政治機關の經濟。

財源。

課税の方法。

豫算編制、

經費、

税額査定、

平等化、

免除、

輸入税、國產税、

入費節約法。

報告、會計検査、豫算公開、

募債方法。

第十四、私人團體並に其の財政。

私營病院、

聯合運動場、

教會、

慈善協會、

社會移住、

商業委員會、

消費組合、

地方新聞、

小兒勞働保護會、

## 第三部 參考書目

### 第一、教科書。

教科書を選擇するに當り、又は用ゐるに當りて兒童の研究に對する事實の貯藏所と考へてはならない。教科書の第一目的は兒童の手引となつて社會生活の事實の探究、觀察を助け、兒童の知識を整理し、書籍にある以外の事を發見した場合に其の事實並に關係を解釋するの助とならしむるにある。でかゝる立場から求めねばならない。

### 第二、教材の原本。

地方社會に關する知識、材料の最有用なる原本は地方新聞、地方政廳各部の報告書、私人經營の團體の報告書である。各地方の歴史も有用なる材料を供給する。

州、又は國に就ては各種の報告書、新聞、雜誌等あり。

週刊、月刊の雜誌も亦適當なる材料を供給する。

例へば The American City, The Survey, The Worldwork, Literary Digest, Current Opinion, The Out Look. の如き其の代表的のものである。

### 第三、參考書。

抽象的の論であるから略する、具體的のものは第五に掲げてある。

### 第四、演習材料。

演習の材料として次の如きものあり。

法律、訓令、聯邦及び州の憲法、町令等。  
報告、教書、市の報告、市長の教書、聯邦、州

の報告。

書式の雛形、特許狀、免許狀、契約書、選舉、

税額査定評、税金受取書、無記名投票、請願書等。

計畫、モデル、都市計畫、公園、道路改良、模範住宅、上下水工事、街燈等。

地圖、を作りて自由に使用せしめる。そして警報所、學校、運動場、公園、工業地帯、其他運輸機關、公設物等を記入す。

繪畫、幻燈、公民活動、工業狀態等を示す、幻燈は値安くて便利であるアメリカン、シビック、アッソシエーション。ユニオン、トラスト、ビルディング等は澤山に持ておる。寫眞の集めたの、雜誌から抜取た繪などは各種の社會を比較するのに非常に有用である。

表、公民生活の各方面に關する事實を表にしたのは見る者をして明瞭に覺らしむるに便である。

又生徒をして出來得る限り自分で材料を集めさせよ。新聞を切抜いてそれを分類し、便宜に使用出來るやうにせよ。又展覽會を催して近所の公民生活を、其主要な方面を示せ。ハリソン工業中學校で學校外のものと同共同して催した場合には十日

間に三萬三千の入場者があつた。

#### 第五、方法に關する參考書。

此の問題の見方、精神、方法を知るに教師の參考となるものに次の如きものがある。

United States Bureau of Education:

Civic Education Series—

No. 1. Community civics: What it is

No. 2. Training for citizenship: what it means

Nos. 4-8 Abstract of the 1914 report of the

N. E. A. committee on social studies, not otherwise published.

No. 8. Standard for judging civic education.

Annual Report of the United States Commission of Education, 1914, ch. XXVIII, "The trend of civic education," by Arthur W. Dunn.

Bulletin, 1915, No. 17, "Civic education in elementary school as illustrated in Indianapolis," by Arthur W. Dunn.

Bulletin, 1913, No. 41, pages 16-27, Report



- of the Committee on Social Studies of the National Education Association.
- Barnard, J. Lynn: The teaching of civics in elementary and secondary schools. Proceedings, National Education Association, 1913.
- Barnard, J. Lynn: A practice school course in civics. National Municipal Review, vol. 1, No. 2
- Cabot, Ella Lyman, and others: a course in citizenship, Houghton Mifflin Co.
- Dana, John Cotton: The study of a city in the schools of that city. Pedagogical Seminary, 18: 329-335.
- Dewey, John: Ethical principles underlying education. University of Chicago Press.
- Dunn, Arthur W.: Aim and methods. Introduction for teachers in the Community and the Citizen (revised edition). D.C. Heath & Co.
- Gillette, J. M.: An outline of social study for elementary schools. American Journal of Sociology, 19: 491-509.
- Goodwin, Frank P.: Why teach community civics? Ohio Educational Monthly, 59: 415-420.
- Hill, Mabel: The teaching of civics Houghton Mifflin Co.
- Kendall, C N, and Mirick, George A.: How to teach the fundamental subjects, ch. iv, "Civics" Houghton Mifflin Co.
- King, Irving: Education for social efficiency. Appleton. The social aspects of education. Appleton.
- Lewis, W. D.: Democracy's high school. Houghton Mifflin Co.
- Orr, William: The high school and the civic spirit. Journal of Pedagogy, 18: 88-99.
- Sheppard, James J.: Municipal civics in elementary and high schools Journal of Education, 71: 96-97, 102, 132-133.
- Yerker, Helen K.: Civics in elementary schools. Atlantic Educational Journal, 7: 222-223, 300-301, 367-369.

以上は教育局より出せる「公民科教育」の綱要であるが猶讀者の參考の爲公民科教授に一新紀元を劃したといはるゝ、ダン氏が嘗て關係しており、且彼がものしたインデアナポリス小學校に行はれたる公民教育をのべやう。

合衆國インデアナポリス小學校に行はれたる  
公民教育。

序言、

公民科を小學校内に設けし最初の學校はシカゴで、次が今いふインデアナポリスである。而して兩者共に合衆國內にて最も成績よきものと稱せられてある。

此の課目の教授に就て注意すべきは教授の内容は第二位で教材の取扱方法が第一位に置かれておる事。第八年生迄は別個の學課として教へず、生徒も初め數年間は其名をも知らず、一面から見れば學校の全作業が公民科的の立場からせらるる事。

地理歴史公民科が常に結合して學課目中優越の地位を占むるが故に其他の學課並に學校の全作業が社會化され、公民的訓練に力を添へる事。其過程が倫理的、職業的、或は職業の豫備的色彩の多い事、倫理、修身てふ學課のなき事。學校の活動が全部公民訓練の立場よりせる事等である。

學課過程、

次に第一學年より第八學年迄の公民科、地理、歴史等の教授要目を記しておるが、一々紹介するは煩鎖故第八學年のもののみを紹介せん。

毎週に於ける時間數は歴史に三時間、公民科に二時間とし、重要な時事問題が起れば歴史又は公民科より時間を割いて話す。時間の操合せは教師の隨意とす。

公民科

前半年。

自分等の社會の原始狀態、

社會とは何か、

自分等の社會の地位、

人々は此の社會で何を求めつゝあるか、

家族、

家庭と社會、

アメリカ人の養成、

人民と土地との關係、

市民の健康増進の爲に社會は何をなしつゝあるか、

浪費と貯金、

教育、

社會と宗教的生活、

後半。

生命財産の保護、

實業生活をなす市民、

政府と實業家との關係、

交通、運輸、

市の美觀、

獨立生計の出来なきもの、不具者、怠惰者及びそれに對する

社會の設備、

社會は如何にして自分を治めるか、

・合衆國に於ける公民科の授

自治の方法進化、

田舎地方の政治(町、郡)

市の政治、

州の政治、

國の政治、

政治の費用はどこから出るか、

歴史。

後半。

合衆國の歴史ツリ、キユー、アダムスの施政による殖民時代か

ら、

後半。

合衆國史、アンドリウ、ジャクソンの施政時代から現代迄。

注意

第八學年に於ての公民科は小學校に於ける公民的教育の最終である。政治組織の分析を初めてなすのでない……政治の研究はあまり深く立入つてはならない。たゞ兒童に有機的の概念を與ふれば足る。政府は全社會が平和を得る爲の最高手段である事を知らしめる、學年の終りには政治組織の主なる形式を授ける。

此の社會科の研究の目的は其の兒童がたづさはつておる實際社會を知る事である、從てインザアナポリスの研が主なるので

ある、だが決して單なる地方的研究ではない。兒童は地方團體の一員であると同時に州の一員であり、國の一員である。地方、國の關係も各話題に關聯して論ぜらる。で譬へば健康保護の研究の場合に、地方、州、國で行はるゝ諸種の方法、彼等相互の關係、市民に對する關係等に就て教ゆ。

教科書は此の學年になりて初めて用ゆ。けれどもそれはほんの實際社會の研究の手引、解釋にすぎない。新聞、雜誌、諸官廳より出すパンフレット等が兒童教育の主要の部分となす。

判断力を養ふ爲に嘗て極端だけ示した話題を取出して再びそれを組織せしめる。時事問題とか又は歴史上の時事問題に似たものを取扱つた。

歴史と公民科とは互に相補佐しあふ、例へば前半年に於ける最初八ヶの教材は殖氏時代の研究とよく合致す。交通運輸の事は道路、運河、鐵道の發達の時に高潮される。

地理の教授要目は記さなかつたが歴史、公民科の研究に取て重要な要素をなしておる。

公民科の教師と算術科の教師とは出来れば協同してなす。

Community Arithmetic は第八學年では非常に重きを置いておるのである。

最後に注意すべきは此學年の教育には斷わす實習を伴はせる事

としてある事である。

### 市民科教師への注意

「健康の保護」てふ話題を捉へて第八學年公民科教授の參考資料を示さん。

一週間を此問題に與へ、次のものから教材を選択せよ。

市民は社會に取りて健康の必要なる事を本當に感せしめる。それに對する責任を知らしめる。

インザアナボリスに行はるゝ健康保護の方法を知らせる。

此事に就ての公民的關係に重きを於て知らせる。

一般の健康に對して適當な行動を取る習慣をつける。

初期の衛生狀態、

健康の爲の學校の仕事、

學校に於ての醫師の検査、

傳染病、

給水。社會に取て大重要なるもの、此地の給水の性質のよい事、その得るゝ方法、大なる危険は不潔な井戸、不淨のコップ、容器から來るゝ水道係の勤勉にしておる。

給乳。不純の牛乳によりて病氣の傳播した事、牛乳、牛酪場の検査、牛乳屋の責任、

食物。純良食物法、

公園。運動場、公園と一般健康との關係、

一般衛生。公衆の衛生に關する重要なる事柄、裏庭の掃除、街路、電車内の疥癩、蠅等病氣の源泉の除去、

死亡率の低下、

健康増進に對する政府の機關、

Community Arithmetic.

之は普通の算術より分離したのではなく、只兒童の生活が算術の研究にかゝる材料を多く供するのみ。且算術の研究が社會的、公民的な重要な觀念を興へるによい機會であるからである。食物、衣服、家庭經濟、電燈、炭火の値、家屋、貯金、勞働問題、瓦斯會社、パン屋、消防問題、病院等を取扱いたる問題を多數に出して公民的の教養をなすのである。(例題など多數掲げたれども略す) 實習。

教授と相並で非常に重せられておる。その手段として教室に於て用ゐるパンフレット、レポート、ホトグラフの如きものを自ら進めたり、諸種の工

業的、職業的作業をやらしたり、學校管理に與かりて所謂學校市なるものを作りて自治を施き、學校外の簡單なる仕事にたづさはりて實地練習をなさしめておる。

以上二種の紹介によりて讀者は公民科教育の全體を察知し得られた事と信するが猶特殊な例を左に二種示さう。

バルチモアの公民教育

バルチモアにては父兄並に教員俱樂部の設計に基き學校改築に際して學校をば公園の中に建て、公園の利用を高め、且公民的活動の中心たらしめん、其中には商店、體操場、集合場、食堂、銀行、選舉場、露臺、公衆浴場、洗濯場、齒科、外科、練病等其他一般病氣、小兒病氣施療所を設けておる様な奇抜なものも出來た。<sup>(5)</sup>

デビルス、レーク、ハイスクールに於ける指導者教育

デビルス、レーク、ハイスクールにては才能ある兒童に指導者としての訓練を得させる爲にかゝる兒童を以て組織せるブイスター・ホードでふ委員會を組織し、該委員會は經濟、競技、文學、社會等の各部と協同に仕事に當らしめ、各部の部長は該委員より選出さる。かくして該委員會が諸種の仕事の中心となるのである。即ち從來諸處に行はれし如き單に適材を選出して用ゐるといふばかりでなく學問に於ても指導者たるの資格に於ても最も優れた人を選びて、その優れた才能を益々發揮せしむる爲に學校の事柄を取扱はしめ、以て善良の市民たり指導者たるに到らしむるのである。

以上は單に小學校、中學校に於ての事であるが高等教育に於ても公民的訓練の必要を認められ一九一四年と其翌年にも都市の各大學の會合開かれ諸種の意見が出されておる。(と一々紹介するも煩しければ略する。

次に參考書中前記のもの出版以後に出版されたもの、及以前に出たものにも前記の中になつたものを記さう。

Hathaway, W. H. A Course in Socialized High School Civics. The School Review. 1917. p. 731  
E. あり。詳細なる教授要目を記しておる。

Williams. Education : Disciplinary, Civic and Moral 1903. あり。政治機關の説明の如きものに力を注げ。

Simpson, J. H. An Experiment in Educational Self-Government. 1916. 公民科の實行的方面の一要素たる自治に就き善著が一九一五年の夏十三歳より十七歳迄の兒童二三人に就て實驗せるものの記録なり。

生徒の自治に關し種々の例を記したものに  
Cronson, B. Pupil Self-Government, its Theory and Practice 1908. あり。

自分はまだ見ないがシャッド氏Shawの説によれば  
Ashley, R. L. The New Civics 1917.

Tufts, The Real Business of Living, published  
by Holt. がある。前者では憲法政治組織、其の運  
用といふものよりも公民に力を注いである。其の  
中に勞働と工業とふ章あり、其中には勞働者、勞  
働、賃銀なる節あり。青年の知るべき事は社會は  
如何にして組織されてあるか、社會の爲に何をな  
すべきか、社會は我の爲に何を爲すべきかを知ら  
ねばならないと。

後者は政治の事は全然離れて政治の基底をなし  
ておる社會的觀念、社會的關係を説いておる。初  
めの方には原始社會と國家の發達を、工業の發達  
をば可なり詳しく、權利、公平、自由の思想をも  
社會歴史の背景に基いて説いておる。次に工業革  
命、近代實業組織方法を、實際生活上の倫理的原  
理等を、次に戦争と權利、デモクラシー、自治、

自由等の如き廣き國家的、國際的關係を論してお  
る。

自分は今摺筆するに際して一言所感を述べて置  
かう。

古來我國に於て尊ばれ現今も猶盛に説かれつゝ  
あるは長上に對する忠誠心であらふ。我を没して  
君の爲に殉するの美風の他國民に誇るに足るもの  
が多くあつた事は事實である。而して此徳は元よ  
り大切である。けれども此事は纏て自主自裁の精  
神を忽にする傾向となりはしなかつたか。一死君  
に報ゆるの美徳は讚すべきも、若しそれが自裁に  
出せず盲目的服従なりとせば誇るに足らない。勿  
論封建時代にありては小數の頭領を除いて大多數  
のものは自主自裁の人間よりも唯唯諾々命之れ従  
ふ底の人間であつた方が便利であつたかも知れぬ  
けれども現代のデモクラチックの時代には、恰ご

誰もが政治に關與し、口を入るゝ事を得る時代には甚だ不適當である。封建時代の政治家は民の主であつた。民は彼の命に従へばよかつたのである。

が、今の爲政者は民の僕である。市町村から選ばれた市村町會議員は市町村政を議決し爲政者をして之を行はしめ之を監督せねばならない。従て議員を選ぶの民は施政方針に關し、議員の識見、人格に關し能く洞察し得るの能力を有するのみならず彼等を通じて自分の意見を實行せしむるに足る丈の力を有せんければならぬ。今は民の依るべき時でなく民の知つて行はしむべき時である。従て自主自裁の精神は最も必要のものとなつた。

然るに唯此の能力を養ふ事を忽にして政治家に一任するのみならず唯命これ従ふの舊態を維持して敢て指導する事をなさず只失敗ある時のみ之を詰り紊亂ある時のみ其肅正を叫び雜草を刈りて其の芽の出るを歎く如き愚を敢てしておる。此の點

の教授に關しては流石は米國、一日の長あり、取て學ぶべきなきか。

封建時代には互に割據せる關係上自分達だけが都合よくて他の人の不便であつた方が生存上便利であつた。従て「四端を擴充せよ」との教へがあつても寧ろ之を實行しない方を徳としてゐた。公徳心が發達しなかつたのも無理からぬ事である。

而して現代の人が公徳心の必要を教ゆるに當り單に從來の教方のみに依りて變化せる社會事情を詳細に説く事をせずして効果の薄きを歎するは甚だしき事情でなきか。此の點に於て米國の公民科の授業が社會の事情に深く注意し、各種の社會事象中より教授要目を選び一派の萬波に及ぶ影響を徹底的に説明せんとしておるのは取りて模範とすべきでなきか。民の自主自裁の力を養はずして官規の肅正を計り、社會の事情を極めずして公徳心の養成を計るは木に縁て魚を求むるの類でなき



か。元より自分は斯かる方法が最上とは考へない。徳の爲の徳、義務の爲の義務てふ理想境に達する迄は、賞罰が徳育の手段として用ゐらるゝ如く、或程度迄斯かる手段を取りて理會を助くるも敢て差支へないと信ず。此稿を草した所以も又此處にある。猶、教授の時期、科目に關しデビス氏が青年期は情緒の發達期であり、此の時代になされた印象は永久的となり後年の活働の基礎となるから公民たるの責任の感を養ひ且つ音楽を奨励してそれに資せよと説いておる(九)のは一考に値するものと思ふから附記して置く、

- (一) Hall, S. Educational Reform. Vol. II. P. 672.
- (二) Judd, C. H. The Teaching of Civics. The School Review. Vol. 26. P. 518.
- (三) Ibid. P. 511 ff.
- (四) The Teaching of Community Civics. United States Bureau of Education. Bulletin, 1915, No. 22.
- (五) School and Society Vol 9. P. 781.
- (六) Judd, C. H. P. 524 ff.
- (七) University Training for Public Service. Department of The Interior. Bureau of Education. Bulletin, 1916, No. 30.
- (八) Kirtrell, C. A. An Important Factor in Teaching Citizen

ship. The School Review. Vol. XXIX May, 1921. P. 366 ff.

- (九) Davis, C. O. Citizenship and the High School. Educational Review March 1921. P. 214 ff.
- (十) Dunn, Arthur W. Civic Education in Elementary Schools as illustrated in Indianapolis. United States Bureau of Education. Bulletin, 1915, No. 17.

## 學界近況

### ジョージ・トラムフル・ラッド逝く

新聞紙の報導する處に由れば八月初旬に米國の心理學者哲學者として著名なるラッド教授が病氣のため長逝せられたるの事である。氏は吾國の學界に早く知られその教育學心理學認識論もその頃翻譯解説せられたやうである。一八九二年には同志社大學に一八九九年には創立當時の京都帝國大學のために講義せられたことは京都の學界にきつて忘れ得ぬ學者である。氏は一八四二年に北米マインツェルに生れ Bowdoin college の教授として生理的實驗的心理學の研究に従事し、後エール大學の教授に移つてからも氏の實驗室に於て研究を続け、それを纏めて公にせられたものが世に知られたる「生理的心理學」である。此書は英米の心理學界に相當の影響を及ぼしたやうである。哲學に於て氏はヘルムン・ロツェの流を汲み一方に於て批判的態度をさるる共に、他方に於ては經驗的事實に由つて思辯を補正せんとする實證的態度をも輕ん